

6 その他

- (1) 今回の改正により、厚生労働大臣承認から都道府県知事承認に権限が委任された医薬品のうち、平成29年3月31日以前に厚生労働大臣宛てに申請し、承認を受けている品目について、平成29年4月1日以降、承認事項一部変更承認申請又は軽微変更届の提出の手続を行う場合は、製造販売業者の許可権者である都道府県知事に申請又は届出を行うこと。
- (2) 通知等の取扱いについて
既存の通知等については、漢方製剤承認基準を引用等している場合には、別途の通知等が発出されない限り、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。